

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

趣 旨

障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われます（同改正法は、平成28年5月25日に可決されました）。

施行期日

平成30年4月1日

概 要

1 障害者の望む地域生活の支援

内 容

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

重度訪問介護の訪問先の拡大

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

対 象 者

障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する者等

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
※障害支援区分6の者を対象とする予定
※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

・65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
・障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
・一定程度以上の障害支援区分
・低所得者
(介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者や軽減額等の具体的な要件は、平成29年夏頃に改正される政令で定められる予定)

支 援 内 容

- 一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・体調に変化はないか、通院しているか
 - ・地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う（例：週1～2回）。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会等）等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業、自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

- 入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知している重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用できるようにすることで、利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

【具体的内容】

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担が軽減（償還）する仕組みを設けるとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行う。

2 障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

内 容	対 象 者	支 援 内 容
<p>居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設</p>	<p>重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児</p>	<p>○障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施（「居宅訪問型児童発達支援」）。</p> <p>[具体的な支援内容の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動 ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動
<p>保育所等訪問支援の支援対象の拡大</p>	<p>[対象者の拡大]</p> <p>乳児院・児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加</p> <p>※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、小学校 等 ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体のみとめるもの（例：放課後児童クラブ） 	<p>○児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。</p> <p>①障害者本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）</p> <p>②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）</p>
<p>障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p>	<p>[内容]</p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。</p>	<p>[具体的内容]</p> <p>[基本指針]</p> <p>○厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。</p> <p>[障害児福祉計画]</p> <p>○市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。</p> <p>○放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。</p>

※医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携に必要な措置を講ずるよう努めることとする改正については、平成28年6月3日より先行して実施されています。

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

内 容	具 体 的 内 容
<p>補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）</p>	<p>「購入」を基本とする原則は維持したうえで、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。</p> <p>[貸与が適切と考えられる場合（例）] ※今後、関係者の意見を踏まえて検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児 ○障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの ○仮合わせ前の試用
<p>障害福祉サービス等の情報公表制度の創設</p>	<p>①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事に報告するとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。</p> <p>[障害福祉サービス等の施設・事業者]</p> <p>障害福祉サービス等情報</p> <p>基本情報（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> －事業所の所在地、従業員数、営業時間、事業内容など <p>運営情報 障害福祉サービス等に関する具体的な取組の状況（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> －関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組状況など都道府県が必要と認める事項（任意） <p>[都道府県]</p> <p>障害福祉サービス等情報の公表</p> <div style="text-align: right;"> <pre> graph TD A["[障害福祉サービス等の施設・事業者]"] -- 報告 --> B["[都道府県]"] B -- "必要に応じて調査" --> A </pre> </div>